

2021 年度 定時社員総会 議事録

日時：2021 年 6 月 26 日（土） 13 時 00 分～14 時 20 分

場所：東京都千代田区五番町 10 番地 五番町 KU ビル 3F

公益財団法人エコロジー・モビリティ財団 会議室

議決権のある社員の総数 37 名

総社員の議決権の数 37 個

出席社員の数 26 名

委任状提出者数 9 名

書面による議決権行使 0 名

出席議決権の総数 35 個

代表理事：小山聡子

出席理事：

佐藤克志、長谷川万由美、磯部友彦、原利明、秋山哲男、

稲垣具志、江守央、澤田大輔、高橋儀平、松田雄二、柳原崇男、

鈴木克典、田中直人、山岡俊一、岩浦厚信、八藤後猛、嶋田喜昭

出席監事：黒寄隆、男鹿芳則

議事録作成者 小林佳代

以上のとおり、議決権を行使することができる総社員の議決権の過半数に相当する社員が出席したので、本定時社員総会は適法に成立した。よって、定款第 20 条に基づいて松田雄二は議長に選出され、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1 決議事項

議事の経過の要領及びその結果は次のとおりである。

< 議案－1 > 2020年度 事業報告

議長の指名により、2020年度事業報告について、江守事務局長から、社員総会議案書に基づいて、1－1常設委員会（総務、論文、学会賞選考、会誌、事業、国際、災害研究・支援、オリパラ）、1－2学術研究委員会並び特別研究委員会（住民参画、こそまち、身体と空間、サイン環境、心のバリアフリー、法制度、国家資格に関する合理的配慮、文化財、地域福祉モビリティ、障害ある人の権利、インクルーシブリサーチ）、1－3支部（北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、関西、中国四国、九州沖縄）の報告がなされた。特に異議なく、全会一致により承認された。

< 議案－2 > 2020年度 決算報告

議長の指名により、2020年度決算報告について、稲垣総務委員長から、社員総会議案書に基づいて説明がなされた。特に異議なく、全会一致により承認された。

< 議案－3 > 監査報告

議長の指名により、監査報告について、男鹿芳則監事から、社員総会議案書に基づいて説明がなされ、特に異議なく、全会一致による承認された。

< 議案－4 > 役員選任

議長の指名により、江守事務局長は、定款第28条の規定により、役員全員について、本定時社員総会の終結と同時に任期満了退任することになるので、改選の必要がある旨を述べ、下記の役員を選出することが提案され審議された。

特に異議なく、全会一致により承認された。

なお、選出された役員全員は、席上その就任を承諾した。

【選出された役員】

理事	佐藤克志（重任）
理事	長谷川万由美（重任）
理事	稲垣具志（重任）
理事	澤田大輔（重任）
理事	大森宣暁（重任）
理事	秋山哲男（重任）
理事	高橋儀平（重任）
理事	江守 央（重任）
理事	磯部友彦（重任）
理事	石塚裕子（重任）
理事	松田雄二（重任）
理事	柳原崇男（重任）
理事	鈴木克典（重任）
理事	猪井博登（新たに就任）
理事	菅原麻衣子（新たに就任）
理事	丹羽太一（新たに就任）
理事	平山晶士（新たに就任）
理事	吉田倫子（新たに就任）
監事	黒寄 隆（重任）
監事	松原 淳（新たに就任）

次に、議長は、支部代議員選出に伴う理事選任について、江守事務局長の発言を求め、本日までに、下記の者が支部代議員として選出されたので、これら支部代議員が、定款第14条第2項(3)の規定に基づいて、社員総会の選出決議によらず本法人の理事として選任された旨報告を受けた。

なお、選出された役員全員は席上その就任を承諾した。

【選出された支部代議員である理事】

理事	原	利	明	(重任)
理事	嶋	田	喜	昭(重任)
理事	田	中	直	人(重任)
理事	石	田	眞	二(新たに就任)
理事	山	田	義	文(新たに就任)
理事	坂	本	淳	(新たに就任)
理事	三	宮	基	裕(新たに就任)

以上

< 議案－5 > 2021年度 事業計画

議長の指名により、江守事務局長から、2021年度事業計画案について、社員総会議案書に基づいて説明され、全会一致により承認された。

< 議案－6 けい > 2021年度 予算案

議長の指名により、稲垣総務委員長から、2021年度予算案について、社員総会議案書に基づいて説明され、全会一致により承認された。

< 議案－7 > 定款の変更

稲垣総務委員長は、社員総会議案書に基づいて、業務の都合上、定款の第36条

第 1 項及び第 3 項を次のとおり変更したい旨を述べ、その理由を説明し、その賛否を議場に諮ったところ、満場異議なく、原案どおり承認可決した。

【変更前】

(委員会の設置)

第 36 条 本法人には、理事会の決議により委員会を置くことができる。委員会の役割については細則で定める。

3 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。

【変更後】

(委員会の設置)

第 36 条 本法人には、理事会の決議により委員会を置くことができる。委員会の役割については規約で定める。

3 委員会の委員は、原則として会員のうちから、理事会が選任する。

第 2 報告事項

秋山事業委員長から 2021 年 10 月 14 日、15 日に福岡に於いてセミナーを開催する旨紹介があった。

以上

上記の決議を明確にするためこの議事録を作成し、議長、議事録署名人及び

議事録作成者が記名押印する。

2021年6月26日

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定時社員総会

議 長 松田 雄二

議事録署名人 村井 裕樹

三村 泰広

議事録作成者 小林 佳代